

2025年度 末次保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名称	社会福祉法人誠会
所在地	大阪市平野区加美北5-4-15
電話番号	06-6792-6455
代表者氏名	理事長 梶本利一

2 利用施設

施設の種類	保育所型認定こども園
施設の名称	末次保育園
施設の所在地	大阪市平野区加美北5-4-15
連絡先	電話 06-6792-6455 FAX 06-6793-6491
管理者	園長 梶本恒平
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育・教育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 24人 1歳児 26人 2歳児 30人 3歳児 35人 4歳児 35人 5歳児 35人
利用定員	満3歳以上の児童 83人 満1歳以上満3歳未満の児童 43人 満1歳未満の児童 9人
開設年月日	2025年 4月 1日
事業所番号	2710051004770
ホームページ	http://www.suetsugu-hoikuen.com/suetsugu

3 施設の目的・運営方針

末次保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育・教育を必要とする児童を日々受け入れ、保育・教育を行うことを目的とします。

理 念

末次保育園は、多様な働き方をする保護者、子育てをする保護者を支え、子どもたちの身体と心をしっかり育て、地域社会の福祉の進歩に貢献します。

教育・保育目標

1. 人間の土台である身体の発達と心の豊かな成長を図り、遊びを通して自立性、社会性を育てる。
2. 小学校就学前までに生きる力の基礎を育む。
3. 満3歳以上児の子どもに対する教育の提供と家庭で必要な教育を受け養育されることが困難である子どもに対する保育の提供と二つの機能を一体として提供する。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		2103.16㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 鉄筋スレート 木造瓦葺
	延べ面積	1158.24㎡
園庭		地上園庭 1,153.89㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2	乳児棟
ほふく室	有	95.2㎡
保育室	11	幼児棟
遊戯室（ホール）	有	
調理室	有	
その他	園庭・屋上プール・沐浴室・事務室・医務室等	

5 提供する保育・教育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育・教育を提供します。

(2) 保育の特色

- 子どもたちが、命生き生きと輝き発達成長するために、早寝・早起き・朝ごはん・運動の生活リズムを守ることが大切です。思う存分身体を動かし、こころ躍らせ遊ぶことが大切です。子どもたちに望ましい環境とよい食べ物を提供し、遊びと運動を保障し、人間の土台である子どもの身体をしっかりと育ててやるのが、将来の生きる力になります。
- 末次保育園では、子どもたちの育ちを保障するために科学的な全面発達の保育をしていきます。
この基本方針を実践するために
 - ① 自然との関わり
 - ② 進化の道筋をたどったリズム運動
 - ③ 給食の充実
 - ④ 豊かな文化・豊かな生活との関わり
 - ⑤ 職員自らのたえざる自己研鑽
 - ⑥ 子どもと親と保育者とのコミュニケーションを大切にします
- 小学校へ行くまでは、全身の運動神経と感覚神経を育て、運動の巧緻性を育て、脳組織を発達させます。
知的教育を受ける時になったとき、それが十分受け入れることができるよう、子どもたちの発達を期します。
子どもの身体とこころの成長発達に役立つリズム運動、遠出、山登りに積極的に取り組みます。
- 子どもの感性を高めるために、質の高い教材、情緒を豊かにする文化性の高いお話、歌、絵本、紙芝居を提供します
- 子育てが大変困難な折、親子の対話、触れ合いが子どもの成長にとって大切な事。親によく理解してもらおうよう取り組みます。
- 送迎については、保護者等による送迎となります。

(3) その他

- 1992年（平成4年4月1日）一時保育事業開始
- 1999年（平成11年7月1日）休日保育事業開始
- 2014年（平成26年3月31日）大阪市子どもの家事業の廃止に伴い24年続いた、放課後児童育成事業、末次保育園「子どもの家」閉園
- 2014年（平成26年4月1日）大阪市留守家庭対策事業『末次保育園 子どもの家』として事業開始
- 2018年（平成30年4月1日）一時保育事業基幹型から一時保育事業一般型へ移行（休日保育事業

閉園)

- 2025年(令和7年4月1日)保育所から保育所型認定こども園へ移行
- その他、地域新聞(ひまわり)の発行・生駒山歩き・子育て講座・リズム講座・育児相談会・公開保育「保育園で遊ぼう」などなどの地域交流や子育て事業を実施

6 職員の職種、員数及び職務の内容(栄養士については別掲) R6年度4月1日現在

職種区分	職務の内容	施設職員人数	
		常勤	非常勤
施設長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1	
副園長	園長の業務を補佐する。	1	
主任保育士	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。	1	
事務員	出納、予算等の事務全般、労務事務に関する業務を行う	1	
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	13	6
看護師	園児のけがや急な体調不良に対応する。	1	
栄養士	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成および調理	3	
調理員等	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。		1
保育助手	保育士の補助		5
指導員	末次保育園子どもの家の児童の指導及び安全管理を行う。	1	1
嘱託医	園児の健康管理等についての業務を行う		1
嘱託歯科医	園児の歯科保健の管理等についての業務を行う		1
嘱託眼科医	園児の眼科保健の管理等についての業務を行う		1

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間（８：３０～１６：４５）
主任保育士	正規の勤務時間（８：３０～１６：４５）
保育士	正規の勤務時間 （７：００～１９：００間で７時間３０分のシフト）
栄養士	正規の勤務時間（７：３０～１５：４５）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 教育・保育を提供する日（休業日）

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

- ア 土曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 夏季休園日（8月10日～8月16日）
- エ 冬季休園日（12月29日～1月4日）
- オ 春季休園日（3月29日～3月31日）
- カ その他園長が必要と認めた日

(2) 保育認定子どもに係る休業日

- ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- イ 年末年始（12月30日～1月4日）
- ウ お盆期間や年度末において、保護者の了解を得て家庭協力日を設ける。
- エ その他園長が必要と認めた日

※台風や災害などで休園する場合があります。

お盆期間や年度末において、保護者のご協力を頂いた上で休園とします。日程につきましては「年間行事予定表」で別途お知らせします。

8 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、7時00分から18時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、8時00分から16時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間は、8時00分から13時30分とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日 7時00分から19時00分。

(2) 土曜日 7時00分から18時00分。

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとします。

4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとします。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 年間食育計画・食育個人記録（※資料）を基に、食と保育のつながりのある保育実践を展開する

(2) 子どもの身体と心がしっかり成長するために給食の果たす役割を認識する

(3) 主食は三分づき玄米食

(4) 化学調味料、食品添加物をなるべく含まない安全な材料を使用する

(5) 栄養バランスに留意し給与目標を守った献立をし、季節感豊かな調理を心がける

(6) アレルギー対策について、医師の指示に従い、よく学習して、家庭・職員間で連携対応しあっていく

(7) 保育現場と給食室がよく連携し、子どもに合った安全で温かい給食の提供を図る

(8) 季節の行事に合わせて、保育現場と給食室がよく連携しおいしくて楽しい行事給食の提供を図る

(9) 家庭の調理の参考に資すべく「給食だより」を発行していく

(10) 食事の提供方法

自園調理を基本とする。

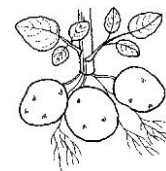
(11) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

※ただし、月1回遠出等に行くときはお弁当を持参して頂きます。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	午後間食	備考
0歳児	クラス年齢・発達や月令の差がありますが、おおむね11時ごろ提供します	クラス年齢・発達や月令の差がありますが、おおむね15時ごろ提供します	離乳食を中心に
1歳児			幼児食
2歳児			
3歳児			
4歳児			
5歳児			



※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(12) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、医師の指示書をもとに保護者の方と調理担当者等の保育園と適宜懇談会をとおして共通理解のもと、対応を進めていく。

(13) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	備考
園児の栄養指導及び管理、給食の調理	3	3	

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定による市町村が定めた額の利用者負担額をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払い方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

心身にハンディをもつ子どもについては、個人保育計画をもとに、より手厚い保育を家庭と共に実践していきます。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整にもとづき当園に入所された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 4 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科 内科

医療機関の名称	東大阪生協病院
医院長名又は医師名	春本常雄
所在地	東大阪市長瀬町1-6-15
電話番号	06-6726-1181

(2) 歯科

医療機関の名称	平井拓也
医院長名又は医師名	平井拓也
所在地	大阪府箕面市彩都栗生南6-17-123
電話番号	06-6793-5454

(3) 眼科

医療機関の名称	三宅眼科
医院長名又は医師名	三宅直子
所在地	東大阪市長栄寺11-9 カーセリオ1F
電話番号	06-6784-4113

1 5 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、園の嘱託医もしくは、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

※ 事故防止と危機管理マニュアル・応急処置マニュアル作成・運用

1 6 非常災害時の対策

- (1) 非常時の対応は、別途に定める、消防計画を基本に対応いたします。
- (2) 建物及び消防用設備の概要は下記のとおりです。

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	自動火災報知機	有	誘導灯	有
	ガス漏れ報知器	有	非常警報装置	有
	非常用電源	有	スプリンクラー	無
	その他 (AED)	有		
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。			

- (3) 避難・消火・地震訓練を月 1 回以上、年間計画をもとに実施していきます。
- (4) 地震の備えとして、頭巾・災害備蓄品などを準備しています。
- (5) 年一回、消防署の隊員さんを講師に招き、救急救命法を講習しています。
- (6) 緊急時の連絡手段は、パピーナアプリのメッセージで情報提供を行います。

1 7 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年度当初、年間適宜、職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成・運用

1 8 要望・苦情に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者：塚原久和 ・ご利用時間：7時～19時 ・電話番号：06-6792-6455 ・FAX：06-6793-6491 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	稲森 豊	電話番号06-6799-0602
		役職・肩書：当法人監事
	近藤 遼	電話番号06-6761-1171
		役職・肩書：大阪市私立保育園連盟会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	事故対策保険
保険の内容	死亡・後遺症・入院等
保険加入金額	1人2,050～2,200円
保険会社	全国私立、保育園連盟

※日本スポーツ振興センター災害共済保険にも加入しています。1人365円

大きなケガの場合は、全国私立保育園連盟の保険により対応します。

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	15人	6人	4人
1歳児	15人	21人	18人
2歳児	22人	18人	21人
3歳児	22人	24人	21人
4歳児	30人	19人	21人
5歳児	29人	28人	18人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成19年度受審	良
	平成27年度受審	良
	令和6年度受審	良
自己評価の実施状況	毎年度実施	良

22 子ども・子育て支援法第9条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

24 その他

入園時、新年度に配布する「末次保育園のしおり」の記載内容については、守ってくださるようお願いいたします。

別表

保育の提供に要する実費に係る利用者負担

	理由及び目的	金額（月額）
3歳以上児給食費	幼児給食費、年間食育計画・食育個人記録をもとに食と保育のつながりのある教育・保育実践を展開する、玄米食、季節を取り入れた給食メニューにかかる食材費用、行事食にかかる食材費用として	主食費2,000円 副食費5,000円
教材費	カラー帽子、衣類箱、登降園ICカード、折り紙、画用紙、絵本、マジック、のり、はさみ、おたよりノート、育児日記ノート、絵本、紙芝居、絵の具、玩具、折り紙、こま、なわとび、ボールなどの費用として	0歳児 100円 1,2歳児 1,300円 3,4,5歳児 1,600円
行事費	人形劇鑑賞、音楽鑑賞、子どもまつり、運動会（電気工事代）、お泊まり保育、お誕生日写真、花火、夏祭り、クリスマス会、もちつき、節分、進級を祝う会、卒園式などの費用として	0歳児 140円 1,2歳児 1,360円 3,4,5歳児 1,560円
害虫等駆除費	エタノール、ペーパータオル、石鹼、蚊取り線香、ナイロン手袋、ゴキブリ駆除剤、塩素消毒などの感染症対策、害虫駆除などの費用として	0歳児～5歳児 200円
貸布団リース代	上下一組（午睡時使用）	0歳児～5歳児 1,210円
貸おむつリース代	おむつ（布）、おむつカバー	0歳児 2,420円
	事故対策保険加入料	0歳児～5歳児 180円

※サマーキャンプ代（夏） 約21,000円 5歳児クラス

※卒園アルバム代 約5,000円 5歳児クラス

※教育保育充実費 15,000円 入園時

延長保育等に係る利用料金

1号認定 一時預かり保育料 平日 13:30～18:00 土曜日 午前7:00から17:00	日額450円、月額7,000～10,000円 日額2,000円
延長保育料 ◆1号認定及び2.3号認定 朝7:00～8:00 (1号認定) 朝7:00～8:00 (2,3号認定：短時間) 夕16:00～17:00 17:00～18:00 18:00～19:00 ◆2.3号認定 (標準時間) 夕18:00～19:00	1回100円 1回450円 1回450円 1回450円 1回450円 1回450円 1回450円、月額3,400円

※延長保育を月額で利用される場合は、延長保育利用申請書をご提出いただきます。

※月額申請の一時預かり保育料及び延長保育料は、ゆうちょ口座からの引き落としとなります。

※一時預かり保育料・延長保育を日額で利用された場合は、毎月月末締め翌月に集金袋での徴収となります。

※利用者負担金、一時預かり保育料、延長保育料等の支払いを受けた場合は、金融機関の引き落としの際の通帳記載をもって、領収書に替えさせていただきます。集金袋で支払いを受けた場合は集金袋に受領印を押印し領収書にかえさせていただきます。